

那霸市教育委員会会議録

平成24年度第22回(定例会)

署名人 添石幸伸

委員長 添石幸伸

開催日時 平成25年2月21日(木) 開会 午後2時00分

閉会 午後2時50分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 城間勝委員長、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、城間幹子教育長

議事日程

1. 議案第37号 那霸市教育委員会委員の辞職の同意について(総務課)
2. 議案第38号 那霸市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について(学校給食課)
3. 報告 那霸市人材育成施設(社会教育施設等)整備基本構想策定委員会への諮問について(総務課)
(以下非公開)
4. 議案第39号 職員人事(退職)について(総務課)
5. 報告 職員人事(採用)に関する教育長の専決について(総務課)

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長

(総務課)伊良皆宜俟課長、伊禮弘匡副参事、根間秀夫副参事、平良真哉主査

【学校教育部】喜瀬乗英部長

(学校給食課)我那霸生男課長、大城孝史主査

会議録作成 (総務課)仲間稔主査

- 城間委員長 本日は金城委員が欠席となります、在任委員の過半数が出席しているため
会議は成立しますので、ただいまから平成24年度第22回教育委員会会議定
例会を開催いたします。本日の会議録署名は添石委員にお願いいたします。そ
れでは議案第37号「那覇市教育委員会委員の辞職の同意について」説明お願
いします。
- 新城部長 報告理由説明・資料説明
- 城間委員長 一身上の都合による辞職願ということですが、辞職に同意してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし
- 城間委員長 全会一致により金城眞徳委員の辞職が同意されました。地方教育行政の組織及び運
営に関する法律の第10条において「委員は当該地方公共団体の長及び教育委員会の
同意を得て辞職することができる」となっています。市長の同意は平成25年2月
19日に得られ、教育委員会では本日同意が得られましたので、金城委員は本日付け
での辞職となります。現在、金城委員が委員長職務代理者となっておりますので、後
任の委員長職務代理者を指名する必要があります。そこで提案しますが、指名推選で
よろしいでしょうか。
- 全員 異議なし
- 城間委員長 それでは私の方からよろしいでしょうか。添石委員を推選したいと思いますがいか
がでしょうか。
- 全員 異議なし
- 城間委員長 それでは次期委員長職務代理者は添石委員にお願いしたいと思います。任期は平成
25年2月22日から平成26年2月21日までの1年となります。それでは一言お
願いします。
- 添石委員 しっかりとした職務が全うできるように委員長を支えてがんばっていきたいと思
いますので、よろしくお願いします。
- 城間委員長 続きまして議案第38号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則
制定について」説明をお願いします。
- 喜瀬部長 提案理由説明
- 我那覇課長 資料説明
- 城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 喜久里委員 調理員が1名減ることになりますが、退職になるのですか。
- 我那覇課長 首里センターと大名小の本務職員の12名が首里センターに入ることによって1名
減の11名になります。その分については現在欠員の状態の調理場がありますので、
そちらの方への配置となります。
- 城間委員長 平成27年度からスタートということですが、大名小だけの単独でスタートするの
でしょうか。
- 我那覇課長 小規模共同調理場として改築を考えています。平成27年4月からは大名小と城北

小、城北中を合わせて1, 500食程度の給食を提供しようと考えています。

城間委員長 他ございますか。それでは議案第38号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第38号については議決確定します。続きまして、報告「那覇市人材育成施設（社会教育施設等）整備基本構想策定委員会への諮問について」説明お願ひします。

新城部長 提案理由説明

伊良皆課長 資料説明

平良主査 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願ひします。

添石委員 2点お聞きします。1点目に銘苅庁舎の跡地利用はどのようになっているのでしょうか。

平良主査 平成24年8月に銘苅庁舎利活用基本方針が決定されています。当初の平成8年の建設の案では銘苅庁舎に生涯学習センターを予定し、そこに中央公民館、図書館といった施設を整備するということの構想でしたが、社会状況の変化等を考慮し見直しすることとなりました。8月の策定前までは公民館や図書館がこの施設に入って改築できるのかということでいろいろ議論を重ねた経緯があります。耐荷重の問題や耐火構造の問題などの部分で大規模改修をする際にいろいろ問題があるということで、企画サイドを中心に検討を重ねて庁議において決定をしたということです。現在の状況ですが、新庁舎にはほとんどが移転し、1階の部分だけが残っている状態です。今後の流れとしては25年度の一括交付金事業を活用して銘苅庁舎の改修を行いますが、2階、3階を市民協働プラザとして市民協働の施設として使用される案があります。4階、5階がITインキュベート施設として、現在も隣の施設にもありますが、よりそういった企業を育てていこうということで決定されています。従って当初予定されていました生涯学習センター構想案は銘苅庁舎跡を活用できない状況になっているため、今回のこの検討委員会で議論していこうという流れになっています。

添石委員 改築後の利用については定期的に市民の声を聞きながら活用方法を常に見直しをしていくのでしょうか。現段階では市民協働プラザ、ITインキュベート施設としての活用ということが決まっていますが、それは定期的に見直しされるのでしょうか。

新城部長 この計画がどのように推移していくかということについては今のところ議論されていません。この計画が実現をして、それがどのような形で有効に利用していくか、それを見ながらと思います。

添石委員 いま一括交付金の活用というのがいろんなところで意見がされていると思いますが、本来、沖縄の振興というところでの大事な交付金であるはずなので、やはり交付金が使われる施設に関してはしっかりと議論を重ねながら常に沖縄県の振興のためにということを協議できるような場づくりや、そういう機会を教育委員会としても持ち続けていただきたいということの要望です。2点目に、社会教育施設のハード面に関して

は意見はありませんが、私は今キャリア教育という言葉をキーワードに大学や高校、いろんな協議会、N P Oの方々と話をする機会が非常に多くあります。キャリア教育というのは学校の現場だけではなくて、もっと大きな視点で、社会人、大人も巻き込む形での今後の教育のあり方というのが非常に問われていると思います。学校現場の教育だけではなく、いまから教育施設、生涯学習のあり方というのをしっかりと見直しをしていく必要があると感じています。ですから新しい施設を充実させたからではなくて、その社会教育のあり方をしっかりと議論するような、社会教育のソフト面の議論が今後どのようにされるのか。そしてその構成員の中には産業界の方の顔が見えない。産業と教育との連携というよりも、今後の社会構造を見直していく中では大事な議論をする立場にあると思いますので、その辺が検討の余地があるのか。ソフト面での社会教育のあり方という議論がこれから先どうなるのか。お答えできるのであればお願ひします。

新城部長 先日、生涯学習推進計画が策定されています。その中でそういったことの位置付けをどうするかということの議論はされていると思いますので、その推進計画を取り寄せて、後ほど説明します。

喜久里委員 銘苅庁舎跡利用の件で、2階、3階は市民協働の施設ということですが、どのような団体の利用になるのですか。

伊禮副参事 想定としては、市のP T A連合会、市婦連、市子連、那覇市文化協会等々の各種団体が想定されているところです。

喜久里委員 この団体については市から入りませんかという形ですか。

伊禮副参事 手法については市長部局の方で調整していると思いますので、細かい部分まではまだ示されていません。

喜久里委員 すごくいい場所で期待も大きいと思いますので、選考も大変だと思いますが市民が満足できるようにお願いしたいと思います。

新城部長 先ほどの件で、那覇市生涯学習推進計画が平成25年度からの計画があります。その中で、児童生徒、若者の自立支援のための事業の充実というのがあります。児童生徒は学校教育の話ですが、若者という意味では社会人という位置付けをしていいと思いますが、そのための自立支援のための人材育成と連携というふうに入れ込んでいます。そういう中で、この計画の中では具体的に目指そう値というのを設定しまして、その年度ごとにどれだけの効果があがるか、それを目指そうということですが、この方針については特にそのことは示されていませんが、基本的な考え方としては就労の支援のための構想が入ってきています。従って、社会人としていかにキャリア教育に支援するかということは思想、理念はありますが、今詳しい内容については説明できませんが、方向性としてはそのようになっています。

添石委員 こういう施設をこれからもっと充実させるのであれば企業からの意見というのを聞き、いま何が求められていて、それぞれの組織の中でやるべきかという議論をする場を早急に持っていく必要があると感じています。このことについては民間主導ではN

POやキャリア教育を推進している団体、協議会の中では非常に活発に議論されています。ただ、行政であったり、学校の教育の現場の方であったり、そういう方々と一緒に議論する場がないため、せっかくこういった施設があるわけですし、思想も一致しているはずなので、そういう意味で今までやってきたことを踏襲するのではなくて、視点を変えてもっと大胆な会議のあり方を組み直してみたらどうかと思います。

伊良皆課長 この基本構想の中では個別具体的な施設についてはやっていませんが、社会教育施設整備計画の見直しの部分で、例えば仲井真、国場地域は社会教育施設が空白です。もっと他にもありますが、そういうところの交通網を勘案しながらどう埋め合わせていくかという見直しがあります。それからもう1つは生涯学習センターの基本構想ということで、この分についても中身の部分について今の形にあったもので見直しができるのかどうか。見直しをするのであればどの辺からやるか、ということがありますが、この中にもセンターの機能として大きく学習機会提供の機能や学習情報提供、学習相談等々があり、生涯学習ネットワーク作りの機能ということがあります。中身については、多種多様な学習支援施設、機関との情報交換、交流、事業の連携、協力の促進という項目もありますので、さらに具現化していく中で、その部分については場合によっては施策として取り上げていくことは可能というふうに考えています。現行に関しては、この部分の見直しがありますし、部長からありました生涯学習推進計画を含めて主管課は生涯学習課になると思いますが、その中で計画が立てられていくことで考えています。

添石委員 再度確認ですが、その見直しを図っていくというのは先ほどの基本構想策定委員会の方々でそういう議論をしていくということでおよろしいですか。

伊良皆課長 基本構想の策定についてはそのようになります。

伊禮副参事 今回作る基本構想については生涯学習センターの機能部分としての見直しがありますが、実際にセンターが出来て実際の事業展開の部分については、今後、センターができる際に運営についての審議会などを作り、そういう中で添石委員がおっしゃるようなキャリア教育の取り組み方などを取り入れていく形になると思います。

城間教育長 この場合はハード面で、社会教育施設などの整備の基本構想です。今回の報告は、機能と場所、位置の問題の基本構想の諮問です。どこを作るか、どのような形で作るかということです。これをどのように使うかということは生涯学習推進計画がありますので、添石委員がおっしゃったような人材育成に関するどのような取組みをしたらいいかということは、ここで話し合われることになります。

添石委員 中身については教育委員会とは離れたところでの議論になるのですか。

城間教育長 生涯学習課が中心になります。

新城部長 資料1ページに諮問事項が5つあります。この諮問をするにあたって議論をする中で、一つは、中央公民館、図書館、教育研究所も含めての想定をしています。先だって新聞にもありましたが、国場、仲井真の位置に公民館、図書館を作るということ、これが2つ目です。新都心周辺ということで具体的には安謝辺りだと思いますが、この

3つの公民館、図書館の建設がテーブルにのっていると思います。これをどの順序で建設着手をするかということがでてくると思います。答申において、そこを順位付けて、ここが1番ですよ、ということはないと思いますが、それぞれの地域環境などの調査をするはずですから、そういった中から必要性ということで、出てくると思います。それを受けた教育委員会、市長部局との調整が出てきて、最終的にはどちらから着手するかという話になってくるかと思います。これがある意味では非常に大事なところです。もう1つ、那覇市生涯学習センターがどういった機能を持つか、これが十分な議論がなされていないです。生涯学習センターというからには複数の施設があるということが想定されますが、図書館、公民館、そして教育研究所、これも生涯施設と位置付けていますが、そうしたからといって中央公民館、図書館とどう違ってくるか、このことの議論もなされるべきかと思っています。従いまして、このことについては先ほどのソフト面の具体的なことまでは論ずる場ではないと思っています。

城間委員長 他ございますか。それでは報告「那覇市人材育成施設（社会教育施設等）整備基本構想策定委員会への諮問について」了承してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 報告については了承します。残り2件の案件については会議を非公開とすることが適當と思われます。議案第39号「職員人事（退職）について」及び報告「職員人事（採用）に関する教育長の専決について」の2件に関しては、人事に関する案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適當であると思われますので、その可否について委員の議決を図りたいと思います。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 議決により残り2件の案件については非公開としますので、関係者以外は退席をお願いします。

城間委員長 非公開を解きます。議案第39号については議決確定し、報告については了承します。以上をもちまして、平成24年度第22回教育委員会会議定例会を終了します。